

上尾市学校給食実施条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 6 号

上尾市学校給食実施条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市学校給食実施条例（令和 7 年上尾市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食費の徴収)

第 3 条 教育委員会は、毎月、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。ただし、8 月分に係る学校給食費については、徴収しない。

(学校給食費の額)

第 4 条 学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校に係る学校給食費負担者（第 5 号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 4, 3 9 0 円
- (2) 小学校に係る学校給食費負担者（前号及び第 5 号に掲げる者を除く。） 月額 5, 0 0 0 円
- (3) 中学校に係る学校給食費負担者（第 5 号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 5, 3 1 0 円
- (4) 中学校に係る学校給食費負担者（前号及び次号に掲げる者を除く。） 月額 5, 9 5 0 円
- (5) 児童生徒が飲用牛乳その他の飲料のみを摂取する場合における当該児童生徒の保護者 月額 1, 0 0 0 円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食費の額は、次のいずれかに該当するときその他教育委員会が必要と認めるときは、日割りによって計算する。

- (1) 児童生徒が死亡し、又は転出し、若しくは転入したとき。
- (2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。
- (3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業により学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。
- (4) 小学校の第1学年の4月分又は中学校の第3学年の3月分に係る学校給食費を徴収するとき。
- (5) 条例第3条第1項に規定する者（児童生徒を除く。）であって、日割りによる計算により学校給食費を徴収することが適当であると教育委員会が認めるものであるとき。

3 前項の場合における学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる者 日額270円
- (2) 第1項第2号に掲げる者 日額300円
- (3) 第1項第3号に掲げる者 日額310円
- (4) 第1項第4号に掲げる者 日額360円
- (5) 第1項第5号に掲げる者 日額60円

4 前2項の規定により日割りによって計算した学校給食費の額が第1項各号に定める額を超える場合における学校給食費の額は、同項各号に定める額とする。

（学校給食費の納入）

第5条 学校給食費負担者は、教育委員会が指定する日までに学校給食費を納入するものとする。

（学校給食の停止及び再開）

第6条 学校給食費負担者は、次のいずれかに該当するときは、上尾市学校給食停止（再開）届（第1号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 転出等を理由として学校給食を受けることができないとき。
- (2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。

(3) 次項の規定により停止した学校給食の再開を希望するとき。

2 教育委員会は、前項（第3号を除く。）の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を停止するものとする。

3 教育委員会は、第1項（第3号に限る。）の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を再開するものとする。

4 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、必要と認めるときは、条例第3条第1項に規定する者について、学校給食を停止し、又は停止した学校給食を再開することができる。

（学校給食の中止）

第7条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) 学校給食の実施により、児童生徒の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(2) 感染症、大規模災害その他の事由により学校給食を安全に実施することが困難であるとき。

(3) その他学校給食を実施することが困難又は不適當であると教育委員会が認めるとき。

（学校給食費の還付）

第8条 教育委員会は、児童生徒が食物アレルギーその他の理由により飲用牛乳を摂取することができないときは、当該児童生徒の保護者に対し、当該飲用牛乳に係る学校給食費に相当する額を還付するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により学校給食を中止した場合において、当該中止の期間における学校給食実施予定日数（学校給食費の実施を予定していた日数をいう。以下この項において同じ。）が5日を超えたときは、当該学校給食費負担者に対し、当該中止の期間の属する月分の学校給食費の額の範囲内において当該中止の期間における6日目以降の学校給食実施予定日数に係る学校給食費に相当する額を還付するものとする。この場合において、当該還付の額は、当該中止の期間における6日目以降の学校給食実施予定日数に第4条第3項各号に定める額を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、過誤納に係る学校

給食費があるときは、当該学校給食費負担者に対し、当該学校給食費に相当する額を還付するものとする。

- 4 教育委員会は、前3項の規定により学校給食費に相当する額を還付するときは、上尾市学校給食費還付通知書（第2号様式）により、その旨を当該学校給食費負担者に通知するものとする。

（学校給食費の減免）

第9条 条例第4条第3項の規定による学校給食費の減額又は免除（以下この条において「学校給食費の減免」という。）は、次のいずれかに該当する場合において、これを行うことができる。

- (1) 学校給食費負担者が児童生徒を3人以上扶養している場合であって、当該児童生徒のうちいずれかの者が市立学校で学校給食を受けていることその他教育長が定める要件を満たすとき。
- (2) 災害等により学校給食費に係る納付の資力がないと認められるとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

- 2 学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、上尾市学校給食費減免申請書（第3号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、学校給食費の減免の可否を決定し、上尾市学校給食費減免（棄却）決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした学校給食費負担者に通知しなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 学校給食の実施に関する事務の執行に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（上尾市学校給食実施規則の廃止）

- 3 上尾市学校給食実施規則（令和5年上尾市教育委員会規則第4号）は、

廃止する。

（経過措置）

- 4 この規則の施行の際、現に提出されている前項の規定による廃止前の上尾市学校給食実施規則（以下「旧規則」という。）第1号様式による書類は、第1号様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に交付されている旧規則第2号様式による書類は、第2号様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行前に旧規則の規定により教育委員会がした学校給食費の徴収その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて、教育委員会がした学校給食費の徴収その他の行為とみなす。
- 7 この規則の施行前に旧規則の規定により教育委員会に対してされている学校給食の停止の届出その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて、教育委員会に対してされた学校給食の停止の届出その他の行為とみなす。

第1号様式（第6条関係）

上尾市学校給食停止（再開）届

年 月 日

（宛先）

上尾市教育委員会教育長

学校給食費負担者（ 保護者 ・ 教職員等 ）
住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり学校給食の（停止・再開）を希望するので、届け出ます。

学 校 名		学年等 (いずれかに☑)	☐ 年生
			☐ 教職員等
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
停止又は 再開する日	年 月 日	から 日 まで	☐ 停止 ☐ 再開
理 由			
備 考 欄			

第 号
年 月 日

様

上尾市教育委員会



上尾市学校給食費還付通知書

下記のとおり学校給食費に相当する額を還付しますので、上尾市学校給食実施条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により通知します。

記

対象年度：	
還付額：	
学校：	学年：
児童生徒氏名：	

月分	納入すべき額 a	納入済額 b	既還付額 c	今回還付額 b-a-c
月分	円	円	円	円
月分	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

【注意】 この通知は、 年 月 日現在で作成しています。

第3号様式（第9条関係）

上尾市学校給食費減免申請書

年 月 日

(宛先) 上尾市教育委員会

申請者郵便番号

(保護者)住所

フリガナ

氏名

電話番号

学校給食費の減免を受けたいので下記の事項に誓約及び同意の上、上尾市学校給食実施規則第9条第2項の規定により、以下のとおり申請します。

記

減免申請理由						
扶養している子の状況を記入してください。						
	フリガナ	続柄	生年月日（和暦）	在学している学校名	学年	対象 児童生徒
	氏名					
1			年 月 日		年	
2			年 月 日		年	
3			年 月 日		年	
4			年 月 日		年	
5			年 月 日		年	
6			年 月 日		年	

- ※ 申請に係る児童・生徒の学年の横の欄に○を付してください。
- ※ 第3子以降の場合、減免の対象となる児童・生徒は、扶養している子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降で、かつ、上尾市立学校で学校給食の提供を受けている子です。
- 【誓約・同意事項】
- 1 当該申請に係る子が市立学校に就学しています。

2 学校給食費の減免の決定に際し、必要と認めるときは、生活保護、就学援助等の受給状況、世帯状況等について、関係する担当課、学校等に照会又は情報提供をすることに同意します。

3 本申請の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は学校給食費の免除の要件に該当しないことが判明した場合は、免除となった分の学校給食費を支払います。

第4号様式（第9条関係）

上尾市学校給食費減免（棄却）決定通知書

年 月 日

様

上尾市教育委員会



年 月 日付で申請のありました 年度の学校給食について
次のとおり決定しましたので、上尾市学校給食実施条例施行規則第9条第3項の規定
により通知します。

学校給食費 負担者	住 所		
	氏 名		
対象となる 児童又は生徒等	学 校 名	上尾市立 学校	
	学 年 ・ 組	学 年	組
	(フリガナ) 氏 名		
減免決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
決定内容			

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。